

労災保険

休業(補償)給付 傷病(補償)年金 の請求手続



休業(補償)給付について

労働者が、業務または通勤が原因となった負傷や疾病による療養のため労働することができず、そのために賃金を受けていないとき、その第4日目から休業補償給付業務災害の場合)または休業給付(通勤災害の場合)が支給されます。

給付の内容

①業務上の事由または通勤による負傷や疾病による療養のため、②労働することができないため、③賃金を受けていない、という3要件を満たす場合に、その第4日目から、休業(補償)給付と休業特別支給金が支給されます。支給額は次のとおりです。

休業(補償)給付 = (給付基礎日額の60%) × 休業日数

休業特別支給金 = (給付基礎日額の20%) × 休業日数

なお、休業の初日から第3日目までを待期期間といい、この間は業務災害の場合、事業主が労働基準法の規定に基づく休業補償(1日につき平均賃金の60%)を行います。

また、例えば通院のため、労働者が所定労働時間のうち一部を休業した場合は、給付基礎日額から実際に労働した部分に対して支払われる賃金額を控除した額の60%に当たる額が支給されます。

船員については、労災保険給付に加え、船員保険から給付される場合もあります。

給付基礎日額

「給付基礎日額」とは、原則として、労働基準法の平均賃金に相当する額をいいます。

平均賃金とは、原則として、業務上または通勤による負傷や死亡の原因となった事故が発生した日または医師の診断によって疾病の発生が確定した日(賃金締切日が定められているときは、傷

病発生日の直前の賃金締切日の直前3か月間に被災労働者に対して支払われた賃金の総額(ボーナスや臨時に支払われる賃金を除く)を、その期間の暦日数で割った1日当たりの賃金額です。

休業(補償)給付の額の算定の基礎となる給付基礎日額は、賃金水準(注1)が四半期で±10%を超えて変動した場合、その変動率に応じて増額又は減額(スライド)されます。また、療養開始後1年6か月を経過した場合は、年齢階層別の最低・最高限度額が適用されます(休業給付基礎日額)。

年金としての保険給付(注2)の額の算定の基礎となる給付基礎日額については、毎年、前年度と比較した賃金水準の変動率に応じて増額又は減額(スライド)されます。また、年齢階層別の最低・最高限度額の適用があります(年金給付基礎日額)。年齢階層別の最低・最高限度額は、年金が支給される最初の月から適用されます。

船員については、給付基礎日額の特例があります。

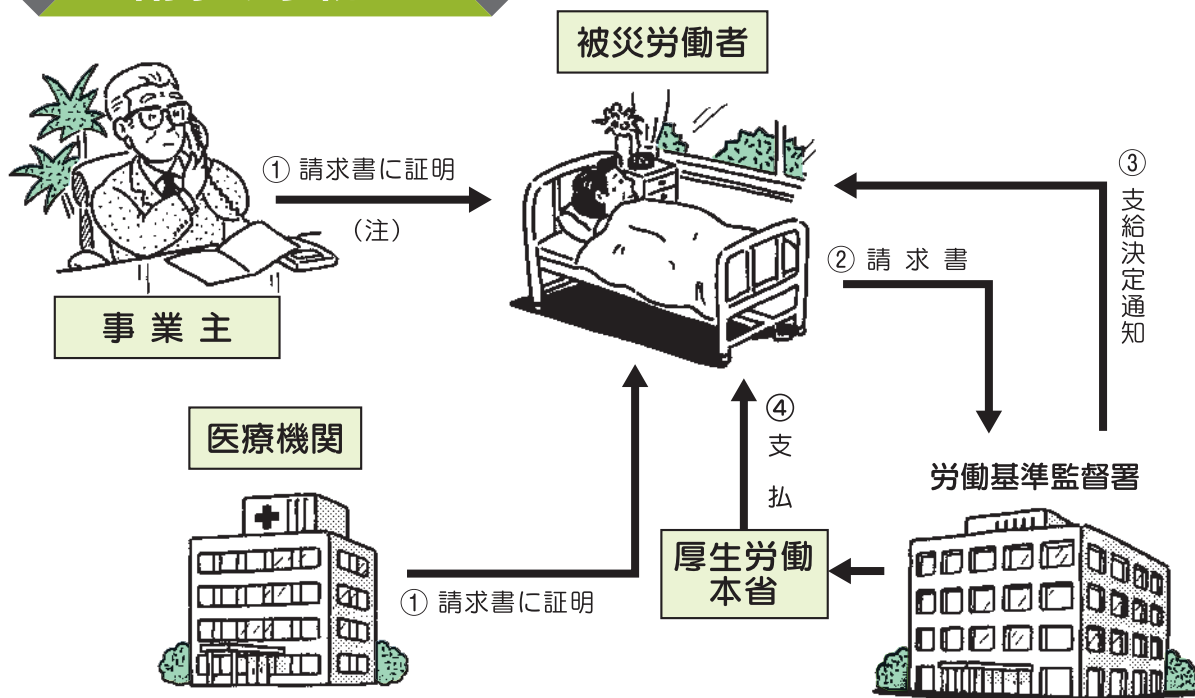
注1) 厚生労働省が作成している「毎月勤労統計」における労働者1人当たり1か月の平均給与額

注2) 傷病(補償)年金、障害(補償)年金、遺族(補償)年金

一部負担金

通勤災害により療養給付を受ける場合は、初回の休業給付から一部負担金として200円(日雇特例被保険者については100円)が減額されます。

請求の手続き



船員については、船員保険分を全国健康保険協会(協会けんぽ)に請求する場合があります。

(注) 第2回目以降の請求が離職後である場合には、事業主による請求書への証明は必要ありません。

ただし、離職後であっても当該請求における療養のため労働できなかった期間の全部または一部が離職前に係るものである場合は、請求書への証明が必要です。

休業(補償)給付を請求するときは、「休業補償給付支給請求書」(様式第8号)または「休業給付支給請求書」(様式第16号の6)を所轄の労働基準監督署長に提出してください。休業が長期にわたる場合は、1か月ごとの請求が一般的です。

なお、休業特別支給金の支給申請は、原則として休業(補償)給付の請求と同時に行うこととなっており、様式も同一です。

●提出に当たって必要な添付書類

こういうときは	添付書類
同一の事由によって、障害厚生年金、障害基礎年金等の支給を受けている場合	支給額を証明する書類
「賃金を受けなかった日」のうちに業務上(通勤)の負傷および疾病による療養のため、所定労働時間の一部について休業した日が含まれる場合	様式第8号または様式第16号の6の別紙2

※ この他、必要とする書類を提出していただく場合があります。

請求に関する時効

休業(補償)給付は、療養のため労働することができないため賃金を受けない日ごとに請求権が発生します。その翌日から2年を経過すると、時効により請求権が消滅しますのでご注意ください。

様式第8号(裏面)

② 労働者の職種 トラック運転手	③ 負傷又は発病の時刻 午前 1時30分頃	④ 平均賃金(算定内訳別紙1のとおり) 11,921円34銭
⑤ 所定労働時間 午後 8時30分から午前 5時00分まで	⑥ 休業補償給付額、休業特別支給金額の改定比率(証明書のとおり)	
⑦ 災害の原因及び発生状況 (あ) どのような場所で (い) どのような作業をしているときに (う) どのような物又は環境に (え) どのような不安全又は有害な状態があって (お) どのような災害が発生したかを詳細に記入すること 当社第2倉庫入口で18リットル入りの白灯油缶を倉庫に入れて保管するために、トラックの荷台から両手でかかえて一缶ずつ運搬中、コンクリートの床面にこぼれていた油で足をすべらせ、灯油缶を足に落とし、左足排骨下端部を骨折した。		
⑧ 厚生年金保険等の受給関係	(イ) 基礎年金番号	(ロ) 被保険者資格の取得年月日
	年金の種類	年 月 日
	障害等級	厚生年金保険法のイロハニホ 国民年金法の厚老基 船員保険法のホ
	支給される年金の額	級
	支給されることとなった年月日	円
	基礎年金番号及び厚生年金等の年金証書の年金コード	年 月 日
所轄年金事務所等		

[注 意]

一、所定労働時間後に負傷した場合には、②及び③欄については、当該負傷した日を除外して記載してください。
二、別紙1の欄には、平均賃金の算定基礎期間中に業務外の傷病療養等のために休業した期間があり、その期間及びその期間中に受けた賃金の額を算定基礎から控除して算定した平均賃金に相当する額が平均賃金の額と記載してください。この場合、この算定方法による平均賃金に相当する額を記載してください。
三、別紙2は、④欄の「賃金を受けなかった日」のうち「業務上の負傷又は疾病による療養のため所定労働時間のうちその一部分についてのみ労働し、日(別紙2において「部分休業日」という。)が含まれる場合に限り添付してください。
四、請求人(申請人)が特別加入者であるときは、⑧欄は、その者の給付基礎日額を記載してください。その他の資料を添付してください。
五、第一回目以後の請求(申請)の必要はありません。
六、請求(申請)の請求又は申請後については、前回の請求又は申請後分については、⑧欄から⑩欄まで及び⑪欄は記載する必要はありません。
七、請求(申請)が継続後である場合(療養のために労働できなかった期間の全部又は一部が継続前である場合を除く)には、

職種はなるべく具体的に作業内容がわかるように記入してください。

別紙の「平均賃金算定内訳」によって計算された平均賃金額を記入します。

②どのような場所で、①どのような作業をしているときに、③どのような物または環境に、④どのような不安全または有害な状態があって、⑤どのような災害が発生したかを、わかりやすく記入してください。

同一の傷病について厚生年金保険等の年金を受給している場合のみ記入してください。

表面の記入枠を訂正したときの訂正印欄
削 字 印
加 字

社会保険士 労務記載欄	作成年月日・提出代行・事務代理者の表示	氏 名	電 話 番 号
		印	

七、事業主の証明は受ける必要がないこと。必要ありません。
八、「請求人(申請人)」の欄は、「病院又は診療所の診療担当者氏名」の欄による署名をすることができ、記名押印することによって代えて、自筆

記入例

様式第8号(別紙1)(表面)

労働保険番号				氏名		災害発生日
府県	所管	管轄	基幹番号	枝番号	厚労太郎	25年5月15日
13	1	12	114029	000		

この欄には、労働日数等に関係なく一定の期間によって支払われた賃金を記入します。

平均賃金算定内訳

(労働基準法第12条参照のこと。)

雇入年月日	8年4月1日			常用・日雇の別	常用・日雇
賃金支給方法	月給 週給 日給 時間給 出来高払制 その他請負制			賃金締切日	毎月末日
A 月によって支払ったもの期間に	賃金計算期間	2月1日から2月28日まで	3月1日から3月31日まで	4月1日から4月30日まで	計
	総日数	28日	31日	30日	89日
	基本賃金	300,000円	300,000円	300,000円	900,000円
	手当	12,000	12,000	12,000	36,000
	手当	10,000	10,000	10,000	30,000
計	322,000円	322,000円	322,000円	966,000円	
B 他の請負制によつて支払ったもの日若しくは時間又は出来高払制その他	賃金計算期間	2月1日から2月28日まで	3月1日から3月31日まで	4月1日から4月30日まで	計
	総日数	28日	31日	30日	89日
	労働日数	19日	22日	21日	62日
	基本賃金	円	円	円	円
	残業手当	35,000	27,000	33,000	95,000
手当					
計	35,000円	27,000円	33,000円	95,000円	
総計	357,000円	349,000円	355,000円	1,061,000円	
平均賃金	賃金総額⑤ 1,061,000円 ÷ 総日数① 89日 = 11,921円34銭				
最低保障平均賃金の計算方法					
Aの④ 966,000円 ÷ 総日数① 89日 = 10,853円93銭⑥					
Bの⑤ 95,000円 ÷ 労働日数② 62日 × 60/100 = 919円35銭⑦					
⑥ 10,853円93銭 + ⑦ 919円35銭 = 11,773円28銭 (最低保障平均賃金)					
日雇い入れられる者の平均賃金(昭和38年労働省告示第52号による。)	第1号又は第2号の場合	賃金計算期間	労働日数又は労働総日数	賃金総額	平均賃金(④÷⑤×73/100)
	第3号の場合	都道府県労働局長が定める金額			
	第4号の場合	従事する事業又は職業			
	第4号の場合	都道府県労働局長が定めた金額			
漁業及び林業労働者の平均賃金(昭和24年労働省告示第5号第2条による。)	平均賃金協定額の承認年月日		年 月 日	職種	平均賃金協定額
① 賃金計算期間のうち業務外の傷病の療養等のため休業した期間の日数及びその期間中の賃金を業務上の傷病の療養のため休業した期間の日数及びその期間中の賃金とみなして算定した平均賃金(賃金の総額⑤-休業した期間にかかる②の①) ÷ (総日数④-休業した期間②の⑤)					
(円 -) ÷ (日 - 日) = 円 銭					

賃金締切日を記入します。

災害発生日の直前の賃金締切日から遡って過去3か月間が平均賃金算定期間となりますので、当該期間における賃金計算期間を記入します。

該当する賃金計算期間中に実際に労働した日数を記入します。

この欄には、労働日数、労働時間数等に応じて支払われた賃金を記入します。

両者を比較して、いずれか高い方が平均賃金とされますので本例の場合の平均賃金は11,921円34銭となります。

傷病(補償)年金について

業務または通勤が原因となった負傷や疾病の療養開始後1年6か月を経過した日またはその日以後、次の要件に該当するとき、傷病補償年金（業務災害の場合）または傷病年金（通勤災害の場合）が支給されます。

- (1) その負傷または疾病が治っていないこと。
- (2) その負傷または疾病による障害の程度が傷病等級表（9ページ）の傷病等級に該当すること。

給付の内容

傷病等級に応じて、傷病（補償）年金、傷病特別支給金および傷病特別年金が支給されます。

傷病等級	傷病（補償）年金	傷病特別支給金（一時金）	傷病特別年金
第1級	給付基礎日額の313日分	114万円	算定基礎日額の313日分
第2級	” 277日分	107万円	” 277日分
第3級	” 245日分	100万円	” 245日分

年金の支払月

傷病（補償）年金は、上記の(1)、(2)の支給要件に該当することとなった月の翌月分から支給され、毎年2月、4月、6月、8月、10月、12月の6期に、それぞれの前2か月分が支払われます。

※ 傷病等級が第1級または第2級の胸腹部臓器、神経系統・精神の障害があり、現に介護を受けている方は、介護（補償）給付を受給することができます。この給付を受けるためには、別途請求書などをご提出していただく必要があります。

算定基礎日額

「算定基礎日額」とは、原則として、業務上または通勤による負傷や死亡の原因である事故が発生した日または診断によって病気にかかったことが確定した日以前1年間にその労働者が事業主から受けた特別給与の総額（算定基礎年額）を365で割った額です。特別給与とは、給付基礎日額の算定の基礎から除外されているボーナスなど3か月を超える期間ごとに支払われる賃金をいい、臨時に支払われた賃金は含まれません。

特別給与の総額が給付基礎年額（給付基礎日額の365倍に相当する額）の20％に相当する額を上回る場合には、給付基礎年額の20％に相当する額が算定基礎年額となります。ただし、150万円が限度額です。

※ 傷病(補償)年金と休業(補償)給付

傷病(補償)年金が支給される場合には、療養(補償)給付は引き続き支給されますが、休業(補償)給付は支給されません。

手 続 き

傷病(補償)年金の支給・不支給の決定は、所轄の労働基準監督署長の職権によって行われますので、請求手続きはありませんが、療養開始後1年6か月を経過しても傷病が治っていないときは、その後1か月以内に「傷病の状態等に関する届」(様式第16号の2)を所轄の労働基準監督署長に提出しなければなりません。

また、療養開始後1年6か月を経過しても傷病(補償)年金の支給要件を満たしていない場合は、毎年1月分の休業(補償)給付を請求する際に、「傷病の状態等に関する報告書」(様式第16号の11)を併せて提出しなければなりません。

「治ったとき」とは

労災保険における傷病が「治ったとき」とは、身体の諸器官・組織が健康時の状態に完全に回復した状態のみをいうものではなく、傷病の症状が安定し、医学上一般に認められた医療(注1)を行っても、その医療効果が期待できなくなった状態(注2)をいい、この状態を労災保険では「治ゆ」(症状固定)といいます。

したがって、「傷病の症状が、投薬・理学療法等の治療により一時的な回復がみられるにすぎない場合」など症状が残存している場合であっても、医療効果が期待できないと判断される場合には、労災保険では「治ゆ」(症状固定)として、療養(補償)給付を支給しないこととなっています。

(注1)「医学上一般に認められた医療」とは、労災保険の療養の範囲(基本的には、健康保険に準拠しています)として認められたものをいいます。したがって、実験段階または研究的過程にあるような治療方法は、ここにいう医療には含まれません。

(注2)「医療効果が期待できなくなった状態」とは、その傷病の症状の回復・改善が期待できなくなった状態をいいます。

傷病等級表

労働者災害補償保険法施行規則
別表第二 傷病等級表

傷病等級	給付の内容	障害の状態
第1級	当該障害の状態が継続している期間 1年につき給付基礎日額の 313日分	<ul style="list-style-type: none"> (1) 神経系統の機能又は精神に著しい障害を有し、常に介護を要するもの (2) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を有し、常に介護を要するもの (3) 両眼が失明しているもの (4) そしゃく及び言語の機能を廃しているもの (5) 両上肢をひじ関節以上で失ったもの (6) 両上肢の用を全廃しているもの (7) 両下肢をひざ関節以上で失ったもの (8) 両下肢の用を全廃しているもの (9) 前各号に定めるものと同程度以上の障害の状態にあるもの
第2級	同 277日分	<ul style="list-style-type: none"> (1) 神経系統の機能又は精神に著しい障害を有し、随時介護を要するもの (2) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を有し、随時介護を要するもの (3) 両眼の視力が0.02以下になっているもの (4) 両上肢を腕関節以上で失ったもの (5) 両下肢を足関節以上で失ったもの (6) 前各号に定めるものと同程度以上の障害の状態にあるもの
第3級	同 245日分	<ul style="list-style-type: none"> (1) 神経系統の機能又は精神に著しい障害を有し、常に労務に服することができないもの (2) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を有し、常に労務に服することができないもの (3) 一眼が失明し、他眼の視力が0.06以下になっているもの (4) そしゃく又は言語の機能を廃しているもの (5) 両手の手指の全部を失ったもの (6) 第1号及び第2号に定めるもののほか、常に労務に服することができないものその他前各号に定めるものと同程度以上の障害の状態にあるもの

記入例

様式第16号の2

労働者災害補償保険

傷病の状態等に関する届

① 労働保険番号	府 県 所 掌 管 轄	基 幹 番 号	枝 番 号	負傷又は ③ 発 病 年 月 日	23 年 10 月 3 日
② フリガナ 氏 名	1 0 1 0 2 6 5 4 3 2 1 0 0 0	ロウジウ 行ロウ		④ 療養開始 年 月 日	23 年 10 月 3 日
働 者 の 住 所		労働 一郎 (男・女)			
		昭和 38 年 6 月 23 日 (49 歳)			
		フリガナ チヨダクカズガセキ			
		千代田区霞ヶ関 1-2-2			
⑤ 傷病の名称、 部位及び状態	(診断書のとおり。)				
⑥ 厚生年金保険等の 受給関係	基礎年金番号	被保険者資格 の取得年月日	年 月 日		
	年 金 の 種 類	厚生年金保険法の 国民年金法の 船員保険法の障害年金	イ 障害年金 イ 障害年金	ロ 障害厚生年金 ロ 障害基礎年金	
	障 害 等 級				
	支 給 さ れ る 年 金 の 額				円
	支 給 さ れ る 事 となった年月日				年 月 日
	基礎年金番号・厚年等の 年金証書の年金コード				
所 轄 社 会 保 険 事 務 所 等					
⑦ 添付する書類 その他の資料名	診断書				
⑧ 年金の払渡しを 希望する金融機関 又は郵便局	金融機関	※ 金融機関 店舗コード			
	名 称	群羊馬	銀行・金庫 農協・漁協・信組	本店 支所	大手町
	預金通帳の 記号番号	普通・当座	第	1 2 3 4 5 6	号
	郵便等 貯金銀行の 支店	※ 郵便局コード			
フリガナ 名 称					
所 在 地	都 道 府 県				市 郡 区
預金通帳の 記号番号	第				号

当該傷病に関して厚生年金保険等が支給される場合にのみ記入してください。

添付する書類その他の資料名を記入してください。

上記のとおり届けます。

郵便番号 100 - 8916

〇〇〇 局
電話番号 〇〇〇〇 番

25 年 4 月 10 日

住 所 千代田区霞ヶ関 1-2-2

前橋労働基準監督署長 殿

届出人の

氏 名 労働 一郎

自筆による署名の場合には、押印は必要ありません。

- 〔注意〕
- ※印欄には記載しないこと。
 - 記載すべき事項のない欄には斜線を引き、事項を選択する場合には該当のない事項を消すこと。
 - ⑧については、傷病補償年金又は傷病年金を受けることとなる場合において、傷病補償年金又は傷病年金の払渡しを金融機関から受けることを希望する者については「金融機関」欄に、傷病補償年金又は傷病年金の払渡しを郵便貯金銀行の支店等又は郵便局から受けることを希望する者については「郵便貯金銀行の支店等又は郵便局」欄に、それぞれ記載すること。
なお、郵便局から払渡しを受けることを希望する場合であって振替預入によらないときは、「預金通帳の記号番号」の欄は記載する必要はないこと。
 - 「届出人の氏名」の欄は、記名押印することに代えて、自筆による署名をすることができる。

社会復帰促進等事業について

労災保険では、保険給付の他に、被災労働者の円滑な社会復帰の促進や遺族を含めた援護などを図るために、以下のような社会復帰促進等事業を実施しています。

● 義肢等補装具購入（修理）に要した費用の支給

傷病（補償）年金を受給していて、一定の欠損障害または機能障害が残った方に対し、義肢、車いすなどの補装具の購入（修理）に要した費用を支給します。

義肢等補装具の支給を受けようとする場合は、「義肢等補装具購入・修理費用支給申請書」を都道府県労働局長に提出してください。

● 労災就学等援護費

傷病（補償）年金を受給していて、一定の要件に該当する方で、小中学校などに就学中または保育施設などに預けている子どもがいる場合に支給します。

労災就学等援護費には、労災就学援護費と労災就労保育援護費の2種類があり、どちらも「労災就学等援護費支給申請書」に在学証明書など必要な書類を添えて、労働基準監督署長に提出してください。

● 長期家族介護者援護金

一定の障害により、傷病等級第1級の傷病（補償）年金を10年以上受給していた方が業務外の原因で死亡した場合、一定の要件を満たすご遺族の方に、長期家族介護者援護金を支給します。

「長期家族介護者援護金支給申請書」に必要な書類を添えて、労働基準監督署長に提出してください。